

平成21年度健全化判断比率の公表

平成21年度決算における健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり公表します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	16.2 (25.0)	95.6 (350.0)

参考：()内の数字は、早期健全化基準を示します。算定の基礎となった資料は、総務企画課内に備えています。

平成21年度資金不足比率の公表

平成21年度公営企業会計決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
西粟倉村簡易水道事業特別会計	—
西粟倉村農業集落排水事業特別会計	—
西粟倉村観光事業特別会計	—

参考：算定の基礎となった資料は、総務企画課に備えています。